第３章　アメリカにおける断種政策とその補償

第３-１章　アメリカ総論

目　　次

Ⅰ　断種法の制定及び廃止の経緯と概要

1 各州における断種法の制定

2 「バック対ベル」訴訟と断種の隆盛

3 断種の衰退と廃止

4 家族計画プログラムの下での非自発的断種

Ⅱ　断種手術の対象範囲

Ⅲ　断種手術の実施状況

1 全米における推移

2 各州の断種者数

3 被害者の実態

Ⅳ　被害者に対する補償

Ⅴ　社会の反応

1 強制断種の推進者

2 1930年代の世論

3 ローマ・カトリック教会による反対運動

Ⅵ　教育

1 高校における優生学の教育

2 大学における優生学の教育

アメリカについては、特にカリフォルニア州、ノースカロライナ州、ヴァージニア州の3州を取り上げ、各州における断種法の制定及び改廃、断種の実施状況等について述べる。これらの州は全米で最も多くの断種が実施された州であり、被害者に対する補償プログラムが既に実施されている。

　本章では、アメリカ全体を対象として断種法の制定から廃止に至る経過、断種の実施状況等を俯瞰（ふかん）し、アメリカの各州における断種法に基づく強制断種及びそれ以外の非自発的断種[[1]](#footnote-1)の全体像を描出する。各州の詳細については次章以降において述べる。

# Ⅰ　断種法の制定及び廃止の経緯と概要

## １　各州における断種法の制定

アメリカでは、断種法は各州の州法として制定され、連邦レベルの断種法は存在しない[[2]](#footnote-2)。アメリカにおける最初の断種法は1907年3月9日にインディアナ州で制定されたが、断種法が州議会で審議又は可決されたのは同州が初めてではない。

インディアナ州に先立ち、1897年にはミシガン州が、1907年にはテキサス州及びオレゴン州が、それぞれ断種法案を審議し、いずれも否決された。また1905年にはペンシルヴァニア州が断種法案を可決したが、知事が拒否権を発動したことによって廃案となった。インディアナ州の断種法は、このように約10年間にわたるアメリカでの立法の試みを経て制定されたものである[[3]](#footnote-3)。

インディアナ州の断種法は、犯罪や白痴（idiocy）・痴愚（imbecility）[[4]](#footnote-4)の継承に遺伝が最も重要な役割を果たしているとの考え方に基づき、犯罪者、強姦者、白痴、痴愚を収容する各施設に医師を配置し、収容者の精神的・肉体的状態が改善される見込みがないと医師が判断した場合、その生殖を防ぐために断種手術を行うことを認めた[[5]](#footnote-5)。

インディアナ州以降に断種法を制定した州及び制定年を表1として掲げる。

表１　アメリカにおいて断種法を制定した州（32州）及び制定年

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 州名 | 制定年(注1) |  | 州名 | 制定年 |
| インディアナ州 | 1907 |  | ノースカロライナ州 | 1919 |
| ワシントン州 | 1909 |  | アラバマ州 | 1919 |
| カリフォルニア州 | 1909 |  | モンタナ州 | 1923 |
| コネティカット州 | 1909 |  | デラウェア州 | 1923 |
| ネヴァダ州 | 1911 |  | ヴァージニア州 | 1924 |
| アイオワ州 | 1911 |  | アイダホ州 | 1925 |
| ニュージャージー州 | 1911 |  | ユタ州 | 1925 |
| ニューヨーク州 | 1912 |  | ミネソタ州 | 1925 |
| ノースダコタ州 | 1913 |  | メイン州 | 1925 |
| カンザス州 | 1913 |  | ミシシッピー州 | 1928 |
| ミシガン州 | 1913 |  | ウェストヴァージニア州 | 1929 |
| ウィスコンシン州 | 1913 |  | アリゾナ州 | 1929 |
| ネブラスカ州 | 1915 |  | ヴァーモント州 | 1931 |
| サウスダコタ州 |  1917 |  | オクラホマ州 | 1931 |
| オレゴン州 | 1917(注2) |  | サウスカロライナ州 | 1935 |
| ニューハンプシャー州 | 1917 |  | ジョージア州 | 1937 |

（注1）断種法が廃止された後に再制定された場合も含め、各州において断種法が制定された最初の年のみを記した。

（注2）この法律に先立つ1913年、オレゴン州は州議会において断種法を可決し、知事によって承認されたが、同年に実施された住民投票によって否決され、施行されなかった。

（出典）Randall Hansen and Desmond King, *Sterilized by the State: eugenics, race, and the population scare in twentieth-century North America*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, pp.76-77; Jacob Henry Landman, *Human Sterilization: The History of the Sexual Sterilization Movement*, New York: Macmillan Company, 1932, pp.54-93等を基に作成。

インディアナ州に続き、1909年には3月にワシントン州、4月にカリフォルニア州、8月にコネティカット州の3州が相次いで断種法を制定し、1920年までに計18州、1937年までに計32州において断種法が成立した[[6]](#footnote-6)。

ただし、断種法案の全てが問題なく可決、施行されたわけではなく、1910年代において可決された法案は提出された法案の約3分の1であり、可決された法案に対する承認を知事が拒否したために廃案となった州もあった[[7]](#footnote-7)。

断種法の円滑な制定又は施行を阻んだものは、断種法が合衆国憲法に違反しているのではないかというおそれであった。合衆国憲法の修正第8条は残酷で異常な刑罰を科す[[8]](#footnote-8)ことを禁じ、また、修正第14条第1節は、州がデュー・プロセス（due process of law）[[9]](#footnote-9)によらずに生命、自由、財産を奪うことや、州の管轄内にある者に対して法の平等な保護を否定することを禁じている。断種の実施を不服として州の裁判所に申立てを行った者は、断種法がこれらの憲法の規定に違反していると主張した[[10]](#footnote-10)。実際に断種法に対する違憲判決が出され、法律が再制定又は廃止された州も少なくなかった。

断種法に対する違憲判決・再制定・廃止の状況を表2として掲げる。この表に示されるとおり、違憲判決の多くは1910年代から1920年代初頭にかけて下されている。

表２　断種法に対する州裁判所による違憲判決と再制定又は廃止の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 州名 | 断種法の制定 | 違憲判決 | 判決を受けた再制定/改正/廃止 |
| インディアナ州 | 1907年 | 1921年 | 1927年再制定 |
| アイオワ州 | 1911年（1913年再制定） | 1914年(注1) | 1915年再制定 |
| ネヴァダ州(注2) | 1911年 | 1918年 |  |
| ニュージャージー州(注2) | 1911年 | 1913年 |  |
| ニューヨーク州 | 1912年 | 1918年 | 1920年廃止 |
| ミシガン州 | 1913年 | 1918年 | 1923年再制定 |
| オレゴン州 | 1917年 | 1921年 | 1925年再制定 |
| アラバマ州 | 1919年 | 1935年(注3) |  |
| ノースカロライナ州 | 1919年（1929年再制定） | 1933年(注4) | 1933年改正 |
| ワシントン州 | 1921年(注5) | 1942年 | 1942年廃止 |

（注1）1913年に再制定された法律に対する違憲判決である。

（注2）ネヴァダ州及びニュージャージー州では、実際には断種は実施されなかった。

（注3）1935年、アラバマ州では、断種の対象を大幅に拡大する法案が可決されたが、州最高裁判所はこの法案に対して違憲判決を下すとともに、1919年法も違憲であることを示唆した。知事は州最高裁の判断を受け、1935年法案に対して拒否権を行使したため、1935年法は成立しなかった。1919年法は1974年に廃止された。

（注4）1929年に再制定された法律に対する違憲判決である。

（注5）1909年制定の法律（表1参照）とは異なる。1909年の法律では性犯罪者等を断種の対象としていたのに対し、1921年の法律は、精神薄弱者、精神異常者、てんかん患者、性倒錯者等を断種の対象とした。

（出典）Randall Hansen and Desmond King, *Sterilized by the State: eugenics, race, and the population scare in twentieth-century North America*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, p.76; 中村満紀男「20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史（2）」『心身障害学研究』20号, 1996.3, p.69を基に作成。

この間、断種実施数の増加は緩やかであった。1921年までに断種法を制定していた18州では、同年までに全体で3,233人が断種されたが、大部分を占めたのはカリフォルニア州（2,558人）であって、他の17州における断種者数は計675人であった。また、ネヴァダ州・ニュージャージー州・サウスダコタ州・ニューハンプシャー州・ノースカロライナ州・アラバマ州の6州は、断種法を有するにもかかわらず、少なくとも1921年の時点において断種を実施していない[[11]](#footnote-11)。多くの州では、断種法が違憲である可能性があることへの危惧から、断種の実施が抑制されていたと考えられる。

こうした状況に転機をもたらし、アメリカの断種政策史における画期となったのは、「バック対ベル（Buck v. Bell）」判決であった。この1927年の判決において連邦最高裁判所がヴァージニア州断種法の合憲性を認めたため、以後は各州における断種法の立法又は再制定が相次ぎ、全米における年間の断種実施数は1942年まで増加の一途をたどった。

## ２　「バック対ベル」訴訟と断種の隆盛

（1）背景

1914年、アメリカにおける優生運動の拠点であった優生学記録局（Eugenics Record Office）の副局長ハリー・ラフリン（Harry Hamilton Laughlin）は、「モデル断種法（Model SterilizationLaw）」を公表した[[12]](#footnote-12)。断種の推進に非常な熱意を持っていたラフリンは、既存の断種法の立法経緯を分析し、議会での否決や知事による拒否権の行使を経て廃案となった法案等を列挙し、それらの法案の潜在的な問題点を要約した上で、自ら案出したモデル法を解決策として提示したのである[[13]](#footnote-13)。1922年には、このモデル法を改訂して「モデル優生断種法（Model Eugenical Sterilization Law）」とし、ラフリンが収集した各州の法案に関する情報や分析とともに取りまとめた『アメリカにおける優生学的断種』を公刊した[[14]](#footnote-14)。モデル法には豊富な注釈が施されており、どの州でも適用できる法の書式が加えられている[[15]](#footnote-15)。

1924年にヴァージニア州が制定した断種法は、このモデル法に基づいて起草されたものである。てんかん患者及び精神薄弱者のためのヴァージニア州立コロニー（Virginia State Colony for Epileptics and Feeble Minded. 以下「コロニー」という。）の施設長であったアルバート・プリディ（Albert Priddy）は断種の熱心な支持者であり、自らも断種手術を実践していたが、同州において断種の法的根拠は存在せず、その実施は停滞していた[[16]](#footnote-16)。プリディから断種法案の起草を依頼された弁護士で州上院議員のオーブリー・ストロード（Aubrey Strode）は、ラフリンのモデル法から多くを引用して断種法案を作成した。法案は州上院議員で司法委員会委員長である民主党のマーシャル・ブッカー（Marshall B. Booker）によって州議会に提出された[[17]](#footnote-17)後、可決され、1924年3月20日に知事によって承認された[[18]](#footnote-18)。

プリディはストロードの助言に従い、実際に断種を行う前に断種法の合憲性についてテストを行うこととし、法廷において法律が違憲であると主張する原告となり得る者を探し、コロニーに収容されていたキャリー・バック（Carrie Buck）を選んだ[[19]](#footnote-19)。プリディはコロニーの施設長としてキャリーの断種を承認する一方、キャリーが州の裁判所に提訴するよう手配を進め、裁判の準備を整えた。プリディ側の弁護はストロードが、バック側の弁護はアーヴィング・ホワイトヘッド（Irving Whitehead）が担うこととなった[[20]](#footnote-20)。ホワイトヘッドはコロニーの元理事であり、

1910年にプリディをコロニーの施設長に指名した人物であった[[21]](#footnote-21)。

（2）裁判の概要

1924年9月、コロニーの特別委員会は、キャリーが社会的に不適格な子供の親となる可能性があるとし、キャリーに対して断種手術を受けるよう命じた[[22]](#footnote-22)。バック側はこの命令を不服としてアマースト郡の州巡回裁判所に不服申立てを行い、1924年11月、同裁判所において最初の訴訟が審理された[[23]](#footnote-23)。学校でバック家を観察していた教師、地域の福祉機関のソーシャルワーカー、バック家の近所の人々、優生学の専門家らがプリディ側の証人となった[[24]](#footnote-24)。ラフリンもまた、宣誓供述書の中で、キャリーの家族の記録や個人史が「精神薄弱と道徳的退廃の遺伝性」を示しており、従って彼女は「社会的に不適格（socially inadequate）な、あるいは欠陥のある子の親となる可能性がある」こと[[25]](#footnote-25)、人種の退化を防ぐためには、どの州も適切な法的規制の下で不適格者を隔離、断種する権限が必要であること[[26]](#footnote-26)などを述べた。バック側の証人はおらず、証拠の提出もなされなかった[[27]](#footnote-27)。

プリディ側は、キャリーが幼い時期に劣悪な家庭環境を脱し、里親の下で良好な環境を与えられたにもかかわらず、学校でよい成績を出せず、不品行な行為が継続したとの証言に基づく分

析[[28]](#footnote-28)や、キャリーの母親のエマ及びキャリーの婚外子であるヴィヴィアンも精神薄弱である[[29]](#footnote-29)などとする証言に基づき、この精神薄弱が遺伝性のものであるとして断種の正当性を主張した。

今日の研究は、プリディ側の証言が事実と異なることを明らかにしている。例えば、多くの証人はキャリーをよく知らず、証言は見た目や噂に基づくものであった[[30]](#footnote-30)。実際にはキャリーの学校での成績は優秀であったとされる[[31]](#footnote-31)。母親のエマは簡単な知能検査を受けただけであった[[32]](#footnote-32)。娘のヴィヴィアンは、生後6か月の子供を対象とする検査を受け、生後8か月の子供の平均以下の知能と診断されたと証言されたが[[33]](#footnote-33)、生後6か月の子供を対象とする検査がいかなるものであったかは説明されなかった[[34]](#footnote-34)。ヴィヴィアンは8歳で病気のため死去したが、生前に残した学校での成績は良く、優等生名簿に名前が載るほどであった[[35]](#footnote-35)。キャリーが婚外子を出産したことは道徳的退廃の表れであるとみなされたが、キャリーによる後年の述懐によれば、妊娠は里親の甥によるレイプの結果であった[[36]](#footnote-36)。

プリディ側の証言には、法廷において反論すべき綻びが随所にあったことが研究者によって指摘されているが、バック側の弁護士は積極的な反対尋問を行わなかった[[37]](#footnote-37)。1925年4月、裁判所はコロニーによる断種の決定を支持する判決を下した[[38]](#footnote-38)。バック側は州最高控訴裁判所（Supreme Court of Appeals）に上訴した。一審の判決が出る前にプリディが死去したため、被告はコロニーの後任の施設長であるジョン・ベル（John Hendren Bell）に交代した[[39]](#footnote-39)。1925年11月、州最高控訴裁判所は、キャリーが精神薄弱と判断されてコロニーに送られた手続の合法性や正当性には議論の余地はなく、また断種手術は100%安全であるとして、一審と同様に断種の決定を支持した[[40]](#footnote-40)。

1927年4月、バック側は連邦最高裁判所に上訴した。バック側は、合衆国憲法修正第14条が定めるデュー・プロセスの保障は全ての成人に対して生殖する権利を保障するものであり、ヴァージニア州の断種法はこの権利に違反していると主張した。彼らはまた、断種法は特定の施設の精神薄弱者だけを対象とし、同様の立場にある全ての人々を同じように扱っていないため、同じく合衆国憲法修正第14条が定める法の平等な保護に違反しているなどと主張した[[41]](#footnote-41)。

一方、ベル側は、一審におけるラフリンらの証言を引用しつつ、遺伝性の精神薄弱や道徳的退廃を根拠に、キャリーが社会的に不適格な、あるいは欠陥のある子孫の親になる可能性があると指摘し、強制断種の対象とすることは適切であると説いた[[42]](#footnote-42)。また、断種手術は州政府のポリス・パワー（police power）[[43]](#footnote-43)の範囲内にあるとし[[44]](#footnote-44)、キャリー自身がまだ若い上[[45]](#footnote-45)、先天的な精神欠陥もあるために意思決定ができないこと、キャリーの父親は死亡しており、母親は精神薄弱であって、生まれながらの後見人は他にいないことを理由に、キャリーに対する断種手術の可否は州が決定するべきことであるなどと主張した[[46]](#footnote-46)。

（3）連邦最高裁判所の判決

1927年5月2日、最高裁判所は8対1の判決[[47]](#footnote-47)により、キャリーは社会的に不適格な子孫の潜在的な親であり、彼女を断種することは公共の福祉のためになると認めた[[48]](#footnote-48)。また、ヴァージニア州の断種法は聴聞会の開催や本人・保護者などによる上訴等を含む手続を定めている点について、患者の権利が非常に慎重に考慮され、デュー・プロセスを経ていると認めた[[49]](#footnote-49)。特定の施設の入所者だけを対象としているために、法の平等な保護に違反しているというバック側の主張は、法律は必要とされている時になし得ることをするものである、という連邦最高裁判所の意見によって斥けられた[[50]](#footnote-50)。

オリヴァー・ホームズ・ジュニア（Oliver Wendell Holmes, Jr.）判事は、法廷意見の中で次のように述べた。「公共の福祉のために、最も優れた市民が命までも犠牲にしなければならない場合があることを、我々は一度ならず見てきた。我々が無能者によって圧倒されてしまうのを防ぐために、しばしば自覚もないままに州の力を消耗させている人々に対し、より少ない犠牲さえも要求できないのだとしたら、奇妙なことであろう。退化した子孫が犯罪を行ったり、痴愚ゆえに餓死したりするのを待つより、明らかに不適格な人々が子孫を継続することを社会が防止できるのであれば、その方が世界にとってはるかに望ましい。ワクチンの強制接種を支える原則は、卵管切除術にも十分に適用される。三世代にわたる痴愚は断種を正当化するのに十分な理由である。」[[51]](#footnote-51)

（4）判決の影響

法曹界において多大な影響力を持ち、アメリカ国民の尊敬の的であったホームズ判事の意見は数多くの新聞に掲載され、記事の内容は圧倒的に好意的だったとされる[[52]](#footnote-52)。『アメリカ公衆衛生雑誌』は、ホームズを「偉大な法律家」と称賛し、この判決は「優生学と公衆衛生の分野で非常に重要な将来の可能性を開くものである」との記事を掲載した[[53]](#footnote-53)。『リテラリー・ダイジェスト』誌は、ホームズの意見は「愚か者の危険な行程を止めるためのものである」として判決に賛意を示した[[54]](#footnote-54)。

断種法の違憲性に関する懸念はバック対ベル判決によって払拭され、多くの州がヴァージニア州に倣って、断種法の合憲性を十全なものとするために法整備を行った。1928年から1931年までの間に断種法を制定・再制定・改正した州は、ミシシッピー州・アリゾナ州・デラウェア州・アイダホ州・アイオワ州・メイン州・ミシガン州・ネブラスカ州・ニューハンプシャー州・ノースカロライナ州・ユタ州・ウェストヴァージニア州・インディアナ州・オクラホマ州・ヴァーモント州の15州に上る（うちメイン州は2度再制定を行っている。）[[55]](#footnote-55)。

　インディアナ州において断種法が制定されて以降、アメリカにおける約10年間ごとの年間平均断種者数の推移を試算した研究によれば、1907年から1921年までの年間平均断種者数は230人、1921年から1930年までは849人であるのに対し、1930年から1941年までは2,273人に急増しており、バック対ベル判決が1930年代以降における断種者数の大幅な増加の契機の一つとなったと考えられる[[56]](#footnote-56)。

なお、バック対ベル判決それ自体は、現在においても否定されていない。2001年、軽度の知的障害を持つとみなされていた女性が、1994年に卵管結紮術を強制的に受けたと主張し、ミズーリ州のケースワーカーらに対して訴訟を提起した。女性は勝訴したが、それは実施された断種がデュー・プロセスに違反していたからであり、非自発的断種それ自体が違憲とみなされたからではなかった。控訴裁判所は同年6月の判決の中で、バック対ベル判決に言及し、「非自発的断種がやむを得ない政府の利益を達成するために厳密に定められた手段であれば、必ずしも違憲とは言えないことは事実である」と述べた[[57]](#footnote-57)。

## ３　断種の衰退と廃止

（1）強制断種への批判

1930年代の後半から1940年代前半にかけては断種者数が全米でピークを迎えた時期であるが、学術界における優生学の影響力は1930年代に失われつつあった。1960年代までの間に、優生学や強制断種を支持していた医師、社会科学者、生物学者などは相次いでその支持を撤回していった[[58]](#footnote-58)。

この時期における強制断種批判の典型的な例として、アメリカ神経学会（American NeurologicalAssociation）の断種手術調査委員会（Committee for the Investigation of Sterilization）がアブラハム・マイヤーソン（Abraham Myerson）を委員長として1935年に取りまとめた報告書が挙げられる。翌年に『優生断種：問題の方向転換（Eugenical Sterilization: A Reorientation of the Problem）』と題して刊行されたこの報告書では、人類の遺伝学の研究はまだ成熟しておらず、強制断種を正当化するに至っていないことが指摘された。不道徳や形質の欠陥は遺伝的な根拠だけでは説明できず、環境の影響についてもより多くの研究が必要であるとされた[[59]](#footnote-59)。その上で、断種は完全に任意でなければならず、断種の推奨は科学的な専門家のみが行うべきであるとの提言がなされた[[60]](#footnote-60)。

ただし、断種批判は1930年代以降に広く展開されたにもかかわらず、断種の実施数自体はむしろ増加し、1930年代の後半から1940年代前半にかけて全米でピークを迎え、第二次世界大戦後も廃れることなく続いた。その理由については、研究者の間でも様々な見解があり、定説を得るには至っていない。研究者による見解の例として、学術界では優生学は衰退しつつあったものの、その知見が一般市民や政策決定者などにまで広がるには時間がかかったとする説[[61]](#footnote-61)、断種推進派が批判者に対抗して強力なプロパガンダ活動を推進したためだとする説[[62]](#footnote-62)､人類学者や遺伝学者が優生学を否定し始めた頃、既に断種は、連邦、州、自治体の制度に自然に組み込まれていたとする説[[63]](#footnote-63)などがある。

（2）「スキナー対オクラホマ（Skinner v. Oklahoma）」訴訟

「スキナー対オクラホマ」訴訟は、1940年代前半にオクラホマ州における常習犯を対象とする断種法に対して提起された訴訟であり、連邦最高裁判所が断種法に違憲判決を下したという意義を持つ。

オクラホマ州常習犯断種法（Oklahoma’s Habitual Criminal Sterilization Act）は[[64]](#footnote-64)、州内又は他州において重罪による有罪判決を2回以上受けた後、さらに州内において重罪による有罪判決を受けた者に対して強制断種を科すよう規定していた[[65]](#footnote-65)。ジャック・スキナー（Jack Skinner）は、鶏を盗んだことで1回、武装強盗で2回有罪判決を受け、この法律に基づいて精管切除術を受けるよう命じられたが、スキナーはこれを不服とし、1942年に州を相手取って訴訟を提起した。スキナー側は、生殖する権利は憲法の下での基本的権利であると主張し、断種の権限は個人に取り返しのつかない傷を負わせ、基本的な権利を永遠に奪うことになると訴えた。

同年6月､連邦最高裁判所は判決を下し、オクラホマ州常習犯断種法は無効であると結論付けた。ウィリアム・ダグラス（William Orville Douglas）判事が執筆した多数派意見は、子孫を残す権利が民族の存続に関わる基本的な権利であることを認めた上で、横領罪は強制断種の対象としないのに、窃盗罪の常習者を断種の対象に含めるのは、極めて人工的な区別であり、修正第14条の平等保護条項の要件に違反していると指摘した。また、断種する権力が行使された場合には壊滅的な影響を及ぼす可能性があるため、断種の対象には厳格な精査（strict scrutiny）が必要であるとした。このほか、他の判事からの同意意見として、州はスキナーが犯罪者の遺伝子を受け継いでいるかどうかについて十分な審理を行っておらず、デュー・プロセスに違反するとの指摘もなされた[[66]](#footnote-66)。このように判決はオクラホマ州常習犯断種法の違憲性を認めたが、バック対ベルの判決を覆し、優生学的断種の意義そのものに異論を唱えるものではなかった。

『ニューヨーク・タイムズ』紙や『ワシントン・ポスト』紙などを始め、アメリカの新聞各紙はこの判決を大きく取り上げた。『ニューヨーク・タイムズ』紙は、スキナー対オクラホマ判決は「個人の自由」について論じたものだとし、連邦最高裁判所は全員一致でオクラホマ州の断種法を「差別的」だと認めたと報じた。『ワシントン・ポスト』紙もまた、裁判所が「この法律が特定の種類の犯罪者だけを対象にしているために、法律を無効とした」と報じた[[67]](#footnote-67)。『ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン』は、この判決は裁判所がこれまでに出した最も重要な社会学的判断の一つであると評しつつ、数多くの州が断種法を有していることに言及した[[68]](#footnote-68)。

（3）優生学的断種の規定の廃止

断種法に基づく優生学的断種は、州によってピークとなる時期にばらつきがあるものの、アメリカ全体としては1940年代後半から減少に転じ、大半の州において、優生学的断種の規定は1965年以降に廃止されていった。1965～1969年には4州（ノースダコタ州・カンザス州・ヴァーモント州・ネブラスカ州）、1970～1974年には9州（ジョージア州・アイダホ州・インディアナ州・ミシガン州・サウスダコタ州・アラバマ州・ミネソタ州・ウェストヴァージニア州・アリゾナ州）、1975～1979年には5州（ニューハンプシャー州・アイオワ州・ウィスコンシン州・カリフォルニア州・ヴァージニア州）、1980年以降には10州（モンタナ州・メイン州・オクラホマ州・オレゴン州・サウスカロライナ州・デラウェア州・コネティカット州・ユタ州・ノースカロライナ州・ミシシッピー州）において優生学的断種の規定が廃止されるに至った[[69]](#footnote-69)。

## ４　家族計画プログラムの下での非自発的断種

　このようにして断種法に基づく優生学的断種は衰退と終焉（えん）を迎えたが、他方、アメリカにおける断種の問題は、1960年代後半から1970年代半ばにかけて、家族計画プログラムの展開という新たな潮流の下に再燃することとなった。

家族計画プログラムに基づく断種は、断種法に基づく優生学的な強制断種ではなく、人口抑制と貧困の改善を主たる目的とし、本人の意思に基づいて実施される自発的断種である。しかし、自発的断種の実施に係るインフォームド・コンセントに関する規則が整備されていなかったことを背景に、非自発的な断種が頻発し、連邦政府や州政府を相手取った訴訟が相次いで提起された。

被害を受けた人々の多くは有色人種や民族的マイノリティであり、断種を行った医師らの人種差別的な言動が訴訟を通じて明らかになったため、断種の過度な実施が社会的弱者の生殖の権利を脅かすとの危惧が拡がった。こうした危惧は、人種的・民族的マイノリティの女性を中心とした生殖の権利の主張を呼び起こし、断種に対する激しい抗議運動が展開された。

（1）経緯

1964年、リンドン・ジョンソン（Lyndon Baines Johnson）大統領による「貧困との戦い（War onPoverty）」が開始された後、家族計画は連邦政府によって強力に推進された。同年には､貧困撲滅のための様々なプログラムを管理する機関として経済機会局（Office of Economic Opportunity: OEO）[[70]](#footnote-70)が創設された。経済機会局は公的機関として初めて貧困層に家族計画のサービスを提供する任務を担い、十分な教育を受けていない何百万人もの女性に対して避妊や避妊に関する教育プログラムを提供した[[71]](#footnote-71)。1967年には「要扶養児童家庭扶助（Aid to Families with Dependent Children: AFDC）」について定めた社会保障法（Social Security Act）の規定が改正され[[72]](#footnote-72)、アメリカ保健教育福祉省（Department of Health, Education, and Welfare）が拠出する母子保健関連資金の少なくとも6%が家族計画のサービスに充てられることとなった[[73]](#footnote-73)。同法によって、全ての州は過去・現在及び潜在的なAFDCの受給者に家族計画のサービスを提供するよう求められ、連邦政府は各州に対して家族計画の補助金を支給することとされた。

家族計画の推進政策は、1968年に大統領に選出されたリチャード・ニクソン（Richard Milhous Nixon）に引き継がれた。1970年には「家族計画サービス・人口調査法（Family Planning Servicesand Population Research Act）」[[74]](#footnote-74)が成立し、州レベルでの家族計画プログラムの策定が義務付けられ[[75]](#footnote-75)、全ての貧困女性に対して家族計画のサービスを提供することが目指された[[76]](#footnote-76)。家族計画プログラムに基づくサービスの提供が拡大する一方、連邦政府による断種手術の規制も緩和された。経済機会局の設立当初、連邦政府は経済機会局による自発的断種手術への資金の提供を厳しく禁止していたが、1971年、この禁止は解除された。同時にメディケイド（Medicaid）[[77]](#footnote-77)が不妊手術に対して最大90%を払い戻すことも許可され[[78]](#footnote-78)、以後、1974年までの間に年間10～15万人の低所得層が断種手術を受けたとされる[[79]](#footnote-79)。

その結果、断種を望む多くの貧しい女性が自発的に断種を受けられるようになった反面、手術に関するインフォームド・コンセントの手順が標準化されていなかったために、断種が女性の同意を得ずに実施される事例が問題化した[[80]](#footnote-80)。医師が女性に対し、断種手術を拒絶する場合は福祉給付を停止すると脅すなどの行為も認められた[[81]](#footnote-81)。

家族計画の推進の中で行われた非自発的断種の被害者の数は、明らかになってない[[82]](#footnote-82)。保健教育福祉省のルイス・ヘルマン（Louis Hellmann）博士は、1972年から1973年にかけて連邦政府の資金で行われた断種手術のうち、10万件が非自発的断種であったと推定している[[83]](#footnote-83)。ほかにも、数千件から数十万件とする様々な推定がある[[84]](#footnote-84)。1960年代及び1970年代の間に、非自発的断種手術を行った個人や機関に対して提起された訴訟は少なくとも33件あり、原告の居住地は、アラバマ州、カリフォルニア州、サウスカロライナ州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、アリゾナ州、ジョージア州、ワシントン州、インディアナ州、メイン州など全米にわたっている。また、原告は全員が有色人種や民族的マイノリティであったとされる[[85]](#footnote-85)。

（2）「レルフ対ワインバーガー（Relf v. Weinberger）」訴訟

1973年、レルフ家の姉妹に対して強制的に断種手術が行われた事件をめぐり、被害者らがアメリカ保健教育福祉省を相手取った訴訟をコロンビア特別区連邦地方裁判所に提起した。

レルフ家はアラバマ州モンゴメリーに住む黒人の家族であり、福祉担当部署から食費、養育費、住居、医療費などの支援を受けていた。連邦政府から家族計画プログラムの資金を得ていたモンゴメリー地域社会活動機関（Montgomery Community Action Agency）[[86]](#footnote-86)は、1973年6月、レルフ家の3人の姉妹のうち2人に断種を実施した[[87]](#footnote-87)。非識字者であった母親は、姉妹に避妊薬が投与されると言われて同意書にサインし、この同意書によって断種手術に同意したとみなされたのである[[88]](#footnote-88)。姉妹は全員が未成年であった[[89]](#footnote-89)。

また、レルフ家のほかに原告となった2人の黒人は、断種に同意しなければ医療サービスを受けられなくすると医師から脅迫され、やむなく断種手術を受けたと主張した[[90]](#footnote-90)。

1974年3月15日にコロンビア特別区連邦地方裁判所が下した判決においては、不特定多数の貧しい人々が断種手術を受けるよう不当に強要されたことが認められた。また、保健教育福祉省は判決に先んじて、連邦資金により実施される自発的断種についての規則を1974年2月6日に公布していたが[[91]](#footnote-91)、この規則に対しても、後述するとおり、インフォームド・コンセントの規定が不十分であるとして、判決において改正が命じられた[[92]](#footnote-92)。

（3）連邦政府による規則の改正

1974年2月6日に公布された連邦規則には、インフォームド・コンセントの具体的な定義が示されており、患者に対して説明すべき事項として、断種手術に伴う危険性、断種手術の効果及び影響（適切な代替方法や、断種が不可逆的な処置である旨を含む。）、患者は手術前であればいつでも断種への同意を撤回する自由があり、撤回しても医療や他のサービスを受ける権利は失われないことなどが挙げられていた[[93]](#footnote-93)。また、断種手術はインフォームド・コンセントを取得してから72時間以内に実施されてはならないことが定められていた[[94]](#footnote-94)。

他方、18歳未満又はインフォームド・コンセントを与えることが法的に不可能な個人に対しては、同規則が定める審査委員会が断種を承認した場合及び断種が患者の最善の利益であると裁判所が決定した場合に断種が実施されるものとした[[95]](#footnote-95)。

レルフ対ワインバーガー判決は、この規則の内容に対し、①年齢又は精神的能力において十分なインフォームド・コンセントを与える力を持たない者に対する任意断種手術については、連邦資金の拠出を禁止するとともに、②任意断種を拒否しても連邦政府からの給付は差し控えられない旨を口頭で患者に伝え、かつその旨を同意書の上部に記載するよう規則を改正することを命じた[[96]](#footnote-96)。このため、公布された規則は施行されず、代わりに、判決を踏まえた暫定的な規則が同年4月18日に施行された[[97]](#footnote-97)。この規則においては、21歳未満の人又は意思を示す能力を持たない人に対する断種について、連邦資金の拠出を差し控えるとの規定が加えられた[[98]](#footnote-98)。

一方、1975年初頭、ニューヨーク市の公立病院を監督する組織である「保健病院公社（Healthand Hospitals Corporation: HHC）」は諮問委員会を設立し、断種の濫用を防止するためのガイドライン案を起草した。同年11月に保健病院公社の規則として発効したガイドライン[[99]](#footnote-99)は、断種に対して当時の連邦規則よりも厳しい規制を敷くものであり、1977年4月にニューヨーク市の法律として可決された[[100]](#footnote-100)。

1978年11月、連邦政府は、このニューヨーク市の法律の規定内容に沿って断種に関する規則を改正し、1979年3月8日に施行した[[101]](#footnote-101)。新たな連邦規則では、21歳未満の未成年者、意思を示す能力を持たない人に加え、施設の入所者への断種手術に対する連邦の資金拠出が禁止された。また、インフォームド・コンセントを得てから手術を行うまでの期間は72時間から30日間に変更された[[102]](#footnote-102)。

なお、連邦規則が規制の対象とする断種は、メディケイドなど連邦政府の資金によって行われる断種であり、私費による断種は規制の対象とはならない。

# Ⅱ　断種手術の対象範囲

　優生学的断種の対象となったのは、遺伝によって子孫に伝えられる可能性が高い、劣性な形質を有すると考えられた人々であり[[103]](#footnote-103)、その範囲は極めて多岐にわたった。1907年から1931年までに成立した28州の断種法を分析した研究によれば、各州の法律において定められた断種又は去勢[[104]](#footnote-104)の対象は34のカテゴリーに及んだ。

具体的には、犯罪者（特に性犯罪者や常習犯）のほか、精神薄弱者（feeble-minded）、白痴（idiots）、痴愚（imbeciles）、精神異常者（insane）、てんかん患者（epileptics）、猥褻な行為を行う女性（Those guilty of carnal abuse of a female）、遺伝性の性倒錯者（sexual perverts showing hereditary degeneracy）、道徳的に退廃した者（moral degenerates）、遺伝性の精神欠陥者（hereditarymental defectives）、梅毒患者（syphilitics）、不治の慢性躁病の患者（incurable chronic manias）、痴呆症の患者（dementias）、酩酊者（drunkards）、麻薬中毒者（drag fiends）、売春婦（prostitutes）、同性愛者（sodomists）、自然に反する罪を犯した者（Those guilty of crimes against nature）[[105]](#footnote-105)、魯鈍（moron）などが対象として規定されていた[[106]](#footnote-106)。

常習犯や性犯罪者などの犯罪者が断種の対象とされた例は、1910年代前半までに成立した法律に比較的多く見られ、断種法には犯罪者に対する懲罰的な意図も込められる傾向にあった。法の制定又は成立時期が後になるに従い、対象が精神異常者、てんかんの患者、精神薄弱者へ絞られていったとの分析がある[[107]](#footnote-107)。

# Ⅲ　断種手術の実施状況

アメリカにおいて優生学的断種が実施された主な時期は1900年代初頭から1960年代までであり、この間にアメリカでは63,000人を超える個人が優生学的断種法の下で断種されたと考えられている[[108]](#footnote-108)が、正確な数は把握されていない。本章において引用した統計は、研究者が様々な情報源に基づいて採取し集計したものであり、全数を網羅してはいないものの、アメリカにおける断種の傾向と推移を把握することができる。

以下に、全米における優生学的断種の断種者数の推移及び各州の断種者数を示す。

## １　全米における推移

全米における断種者数の推移は図1のとおりである[[109]](#footnote-109)。

図１　アメリカにおける累積断種者数の推移（1920～1963年）

（人）

\* 断種者数は、各年の翌年の1月1日時点における累計値である（例えば、1920年の数値として示した値は、1921年1月1日時点の数値である。）。

（出典）Jonas Robitscher et al., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 1, 2を基に作成。

既に述べたとおり、断種法制定の初期（1910年代末まで）における断種者数の推移は、カリフォルニア州を除いては漸増であったのに対し、バック対ベル判決において断種法の合憲性が認められてからは、著しい伸びを示している。特に1930年代前半から1940年代前半にかけて、断種者数は急勾配を描いて増加している。また、第二次世界大戦の終結を迎えた後も断種は引き続き実施されていることが分かる。

なお、時期ごとの年間平均断種者数は、1907年から1920年までは230人/年、1921年から1929年までは849人/年、1930年から1940年までは2,273人/年、1941年から1950年までは1,636人/年、1951年から1960年までは993人/年、1961年から1963年までは505人/年とされる[[110]](#footnote-110)。

## ２　各州の断種者数

州ごとの断種実施数の内訳を図2に示す。

図２　アメリカ各州における断種実施数（1907～1963年）

(人)

（注1）断種法を制定した州のうち、ネヴァダ州及びニュージャージー州については、実際には断種を実施しなかったため、図から除いた。

（注2）自発的断種協会（Association for Voluntary Sterilization）及びその前身であるバースライト（Birthright, 1943-1950）、アメリカ人間改良協会（Human Betterment Association of America, 1950-1962）の刊行物に掲載された統計を基に算出した数値である。個々の州については、依拠した情報源によって集計期間や数値が異なる場合がある。

（出典）Jonas Robitscher et al., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 1を基に作成。

断種の規模は州によって大きなばらつきがあり、非常に積極的に断種を進めていた州と、断種がほとんど行われず、事実上断種法が死文化していた州との差は極めて大きい。断種者数の多さにおいて突出しているのはカリフォルニア州であり、全米の断種者数の3分の1近くを占める。次いでヴァージニア州、ノースカロライナ州が続き、この3州だけで全米の断種者数の5割を超えている。

また、断種者数の増減のパターンについても、州ごとに特色が見られる。図3に示すのは、カリフォルニア州、ノースカロライナ州、ヴァージニア州の年間断種者数の推移である[[111]](#footnote-111)。カリフォルニア州では1950年前後から断種者数が急減しているのに対し、ノースカロライナ州の場合は、逆に1940年代から1950年代前半にかけて断種者数は増加し、以後も1960年代前半まで年間200～300人を維持している。ヴァージニア州では、断種者数は1940年代前半にいったん減少するが、1940年代後半にかけて増加に転じ、1950年代後半以後は漸減している[[112]](#footnote-112)。

図３　カリフォルニア州、ノースカロライナ州、ヴァージニア州の年間断種者数（1943～1963年）

（年）

（出典）Jonas Robitscher et al., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 1を基に作成。

## ３　被害者の実態

（1）精神疾患の患者及び精神薄弱者に対する断種

　法律上の断種の対象はⅡで述べたとおりであるが、実際に断種された人のほとんどは、精神疾患の患者又は精神薄弱者であった。精神疾患の患者（mentally ill）と精神遅滞者（mentallyretarded）[[113]](#footnote-113)に対して実施された断種の総数の推移を表3に、断種実施総数に占めるそれぞれの割合の推移を図4に示す。

表３　精神疾患患者・精神遅滞者等の累積断種者数の推移（1920～1963年）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 精神疾患 | 精神遅滞 | その他 | 総計（人） |
| 1920 | 2,700  | 403  | 130  | 3,233  |
| 1928 | 6,246  | 2,938  | 76  | 9,260  |
| 1940 | 18,552  | 16,622  | 704  | 35,878  |
| 1945 | 21,311  | 22,153  | 1,663  | 45,127  |
| 1950 | 23,466  | 26,858  | 1,909  | 52,233  |
| 1955 | 26,047  | 30,101  | 2,137  | 58,285  |
| 1960 | 27,592  | 32,287  | 2,283  | 62,162  |
| 1963 | 27,917  | 33,374  | 2,387  | 63,678  |

\* 断種者数は、各年の翌年の1月1日時点における累計値である（例えば、1920年の数値として示した値は、1921年1月1日時点の数値である。）。

（出典）Jonas Robitscher et al., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 2を基に作成。

図４　累積断種者数における精神疾患患者・精神遅滞者等の割合の推移（1920～1963年）

（出典）Jonas Robitscher et al., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 2を基に作成。

1920年代には精神疾患の患者の割合が精神遅滞者を大きく上回っているのに対し、1940年代後半以降は精神遅滞者の割合が精神疾患の患者を凌駕（りょうが）するようになる。いずれの年代においても精神疾患の患者と精神遅滞者を合わせた割合が96%以上を占めており、「その他」に含まれる犯罪者やてんかん患者の割合はごくわずかである。

（2）女性に対する断種

　実施された断種の男女それぞれの総数の推移を表4に、断種実施総数に占める性別の割合の推移を図5に示す。

1920年代の後半まで男性の断種の割合が女性よりも高かった一因として、当時の技術においては、子宮摘出術やまだ完成していなかった卵管切除術よりも、精管切除術の方が簡単で安全であったことが指摘されている[[114]](#footnote-114)。1920年代後半以後は女性の断種者数が男性を上回り、その割合はほぼ一貫して増大している。

表４　男女別の累計断種者数の推移（1920～1963年）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年 | 男性 | 女性 | 総計（人） |
| 1920 | 1,853  | 1,380  | 3,233  |
| 1924 | 3,307  | 2,937  | 6,244  |
| 1928 | 4,624  | 4,845  | 9,522  |
| 1931 | 5,613  | 6,532  | 12,145  |
| 1934 | 8,573  | 11,363  | 20,021  |
| 1937 | 11,628  | 16,241  | 27,869  |
| 1940 | 14,900  | 20,978  | 35,878  |
| 1945 | 18,830  | 26,297  | 45,127  |
| 1950 | 21,250  | 30,983  | 52,233  |
| 1955 | 23,368  | 34,917  | 58,285  |
| 1960 | 24,474  | 37,688  | 62,162  |
| 1963 | 24,716  | 38,962  | 63,678  |

\* 断種者数は、各年の翌年の1月1日時点における累計値である（例えば、1920年の数値として示した値は、1921年1月1日時点の数値である。）。

\*\* 1928年及び1934年の総計には性別が不明の被断種者が含まれるため、男女の合計と一致しない。

（出典）Jonas Robitscher et al., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 2を基に作成。

図５　累計断種者数における男女別の割合の推移（1920～1963年）

（年）

（出典）Jonas Robitscher et al., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 2を基に作成。

（3）民族／人種に対する差別を背景とする断種

アメリカにおける優生運動は、肌の色、言語、出身国にかかわらず、非北欧人種に抗する運動であったとされる[[115]](#footnote-115)。1900年代の初めから、アメリカの優生主義者はゲルマン人や北欧人種が最高の人種であると確信していた[[116]](#footnote-116)。アメリカ自然史博物館の理事であったマディソン・グラント（Madison Grant）は、人類文明の最も明るい希望はアングロサクソン系の北欧人種にあると述べた[[117]](#footnote-117)。優生学の指導者の一人であったロスロップ・ストッダード（Lothrop Stoddard）は、アジア人種、アルプス人種、地中海人種の人々が19世紀末のアメリカを席巻し、北欧人種の人々を絶滅に追いやったと嘆いた[[118]](#footnote-118)。こうした認識の下、優生学者らは北欧人種より劣る血統に対して遺伝学的な浄化を必要とすると考えていた[[119]](#footnote-119)。ストッダードは、白人・黒人・アメリカ先住民族の交配のように、親の血統が非常に多様な場合、「生まれてくる子供は雑種であり、歩くカオスであり、混乱した遺伝に飲み込まれ、全く価値のないものとなる」と断じた[[120]](#footnote-120)。

このような優生主義者の考え方は実際の断種対象者にも反映されており、特にカリフォルニア州及びノースカロライナ州において顕著であった。カリフォルニア州に関しては、ラテン系と非ラテン系の男女それぞれについて断種されるリスクを算出・比較した研究があり、ラテン系の男性が断種されるリスクは非ラテン系の男性よりも23%高く、ラテン系の女性が断種されるリスクは非ラテン系の女性よりも59%高かったと推定されている[[121]](#footnote-121)。また、ノースカロライナ州に関しては、1950年から1966年までに断種された白人及び黒人の男女について、それぞれの人口1万人当たりの断種者数を算出した結果、黒人女性の断種率は白人女性の3倍以上、白人男性の12倍以上であったと指摘されている[[122]](#footnote-122)。

# Ⅳ　被害者に対する補償

　過去の断種政策の被害者に対して謝罪を行った州は、2022年6月現在において8州であり[[123]](#footnote-123)、2002年にはヴァージニア州・オレゴン州・ノースカロライナ州が、2003年にはサウスカロライナ州及びカリフォルニア州が､2007年にはジョージア州及びインディアナ州が、2010年にはミネソタ州が、それぞれ公式に謝罪を行っている[[124]](#footnote-124)。このうち、ノースカロライナ州では2013年、ヴァージニア州では2015年、カリフォルニア州では2021年に被害者に対する補償予算を含む予算法が成立し、補償プログラムが実施されている[[125]](#footnote-125)。

# Ⅴ　社会の反応

　本項では、断種をめぐるアメリカ社会の動向のうち、断種を推進した優生主義者の活動、断種者数がアメリカにおいてピークに達した時期の世論、ローマ・カトリック教会による断種に対する反対活動の3点について述べる。

## １　強制断種の推進者

　アメリカにおける最初の断種法の成立は、ハリー・シャープ（Harry C. Sharp）の役割によるところが大きい[[126]](#footnote-126)。アメリカでは1880年代後半以降、性犯罪や性的倒錯を予防・処罰・治療したり、不適者（unfit）の子孫を残さないようにしたりするために去勢を支持する医師らが多く現れたが[[127]](#footnote-127)、去勢手術は残酷であることから国民の警戒心は強く、また大量の去勢手術は時間を要すことから現実的ではないとも考えられていた[[128]](#footnote-128)。そのような状況の中、インディアナ州の犯罪者更生施設の外科医であったシャープは、精管切除術の優生学的価値を主張した最初のアメリカ人の一人として、施設の数多くの収容者を対象に優生学的断種を行い、その実績は同州における断種法の成立の基礎となった[[129]](#footnote-129)。シャープは1909年の論文において、過去10年間に456人に対して断種を行ったと述べ[[130]](#footnote-130)、精管切除術は手術を受ける者の生命を危険にさらさず、人生の楽しみ、健康、幸福の追求も妨げないと主張したのである[[131]](#footnote-131)。

アメリカにおける優生学の展開にとって大きな推進力となったのは、東海岸の優生学者らによる精力的な研究・啓蒙活動であり、その中心的役割を担ったのはアメリカ優生運動の先導者である優生学者チャールズ・ダヴェンポート（Charles Benedict Davenport）と、彼が1910年に創設した優生学記録局[[132]](#footnote-132)であった。

ダヴェンポートの協力者として優生学記録局と密接な関係にあったヘンリー・ゴダード（Henry Herbert Goddard）は、フランスのビネー・シモン式知能検査（Binet and Simon Tests ofIntellectual Capacity）をアメリカに導入した著名な心理学者として知られる[[133]](#footnote-133)。1910年、アメリカ精神薄弱研究協会（American Association for the Study of the Feeble-Minded）において、精神薄弱（feebleminded）の分類に関するゴダードの提案が暫定案として採用された[[134]](#footnote-134)。ゴダードの案は、精神薄弱のうち精神年齢2歳以下を「白痴（idiot）」、3～7歳を「痴愚（imbecile）」、8～12歳を「魯鈍（moron）」とするものであり[[135]](#footnote-135)、この分類が全米で精神薄弱の度合を示す尺度として一般に用いられた。ゴダードは主著『カリカック一族：精神薄弱の遺伝の研究（The Kallikak Family - A Study in the Heredity of Feeble-Mindedness）』において、精神薄弱が遺伝性であることを説き、精神薄弱の人々の隔離を提案した[[136]](#footnote-136)。また、特に魯鈍の人々の精神年齢は精神薄弱の中で最も高く、正常とされる人々との見分けがつかないため、精神薄弱と認識されずに見過ごされる危険性があると強調し[[137]](#footnote-137)、魯鈍の人々は白痴や痴愚よりもはるかに多く存在すると述べた[[138]](#footnote-138)。

ただし、ダヴェンポートとゴダードは、強制断種に対しては必ずしも積極的な立場を取っていたわけではなかった。ダヴェンポートは、断種は対象者の性的欲望やその充足を妨げるものではなく、断種された人を親としての責任から解放することで性的な放縦をかえって助長するほか、性病も蔓延させる危険があると主張し、強制断種に反対した[[139]](#footnote-139)。ゴダードは、まだ遺伝の法則が正確に知られておらず、精神的特性が親から子へどのように伝達されるのかが明確に分かっていない以上、いかなる人を断種の対象とすべきかの決定は困難であり、断種は一時的な措置として考えるべきだと説いた[[140]](#footnote-140)。

この2人に対し、同じ優生学記録局の優生学者ハリー・ラフリンは急進的な強制断種の推進者であり、1922年に「モデル優生断種法」を発表して各州における断種法の制定を加速させ[[141]](#footnote-141)、断種問題に関する権威と目された。また、ドイツにおいて優生断種法が成立した後、ハイデルベルク大学は1936年にラフリンに対して名誉医学博士号を授与した[[142]](#footnote-142)。

優生学記録局のメンバーと連携しつつ、優生学の研究及び優生思想の宣伝・普及活動に尽力したのは、エズラ・ゴズニー（Ezra Seymour Gosney）やポール・ポペノー（Paul Bowman Popenoe）に代表されるカリフォルニア州の優生主義者であった。彼らは1929年に「人間改良財団（HumanBetterment Foundation）」を設立し、他州を圧倒する規模で実践されていた同州の断種政策を支持し、その優生学的な意義を積極的に主張した[[143]](#footnote-143)。

## ２　1930年代の世論

1927年に下されたバック対ベル判決は好意的に受け入れられ、強制断種の実施は1930年代後半においてピークを迎えることとなる。この時期に一般大衆が断種をどのように考えていたかを知る手がかりとして、1937年に行われた二つの調査がある。

一つは雑誌『フォーチュン』誌の読者アンケートであり、精神欠陥（mental defectives）に対する強制断種への賛否を問う質問に対し、賛成であるとの回答は66.3%、反対であるとの回答は15.1%であった[[144]](#footnote-144)。もう一つは、アメリカ世論調査研究所（American Institute of Public Opinion）[[145]](#footnote-145)が行った断種に関する世論調査であり、「常習的な犯罪者と回復の見込みのない精神異常者（the hopelessly insane）に対する断種に対して、あなたは賛成しますか」という設問に対し、「はい」との回答は84%、「いいえ」との回答は16%であった[[146]](#footnote-146)。

　学術界においては優生学に対する批判が強まっていった時期ではあるが、一般大衆はなお断種に関する施策を広く支持していたことが分かる。

## ３　ローマ・カトリック教会による反対運動

アメリカにおいて断種に対する反対運動を展開した組織として、ローマ・カトリック教会が挙げられる。ローマ・カトリック教会は、断種が自然法則や人間の生命の尊厳に反し、また個人の自由を侵害するとの理由から、断種手術に反対する主張を行った[[147]](#footnote-147)。

教会が十分に影響力を行使しつつ断種法の成立を阻止した例としては、オハイオ州の事例がある。オハイオ州は全米でもカトリック教徒の人口が多い州として知られた。1915年から1963年までの間に、オハイオ州議会には少なくとも10回断種法案が提出されたが、ほとんどは審議が進展せず、進展のあった法案はローマ・カトリックの厳しい反対に直面した。例えば、1920年代後半に州議会に提出された断種法案に対しては、全米カトリック男性評議会（National Councilof Catholic Men: NCCM）のチャールズ・ドレ（Charles Dolle）事務局長と全米カトリック福祉評議会（National Catholic Welfare Council: NCWC）のジョン・バーク（John Burke）によってカトリックの聖職者と信徒が動員され、広報活動と熾烈なロビー活動を連携して行い、廃案とした[[148]](#footnote-148)。

おおよその傾向として、カトリック人口の多い州では、断種法の制定が遅れたり、制定されなかったりしたことが知られている。例えば、ローマ・カトリック教会が強い影響力を持つマサチューセッツ州やルイジアナ州では断種法は制定されず、コロラド州でも教会が主要な反対勢力となって断種法の成立を阻んだ。また断種法が成立した場合でも、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ネヴァダ州のように、裁判所が違憲判決を下し、法律が廃止されたり、断種が実際に行われなかったりした州もある[[149]](#footnote-149)｡バック対ベル判決の際、9人の判事のうちただ一人反対したピアース・バトラー（Pierce Butler）判事はローマ・カトリック教徒であったとされる[[150]](#footnote-150)。

# Ⅵ　教育

アメリカの優生主義者は、優生学の普及や浸透を促進するための場として教育機関を積極的に利用し、アメリカ内の多くの高校や大学が授業において強制断種や優生学を教えていたことが知られている。以下の教科書やカリキュラムの研究から、アメリカの高校や大学が優生学をどのように教え、優生学がどの程度普及していたかを垣間見ることができる。

## １　高校における優生学の教育

1914年から1948年までの間にアメリカで出版された高校の生物学の教科書のうち、41冊が国立教育研究所図書館（National Institute of Education Library）に所蔵されており、これらの蔵書において優生学や断種がどのように扱われているかを分析した研究が知られている[[151]](#footnote-151)。この研究によれば、87%以上の教科書が優生学を題材として取り上げ、70%以上が優生学を正統な科学とみなしている。また、36.6%の教科書が遺伝する特性として知性を挙げているほか、眼の色（14.6%）、倹約の気質（7.3%）、道徳心（7.3%）なども遺伝する特性として挙げられている。社会的に優れているとされた人々の選択的交配を提唱する積極的優生学（positive eugenics）は64.4%、社会的に劣っているとされた人々の出産を制限する消極的優生学（negative eugenics）は46.3%の教科書が取り上げている。さらに、19.5%が移民の制限を、14.6%が隔離や断種手術を推奨している。このような分析から、高校の生物学のカリキュラムにおいて優生学が広く浸透していたことが知られる。

また、ニューヨーク州ミドルタウンの高校で生物学を教えていたトルーマン・ムーン（TrumanJesse Moon）が多年にわたって著した教科書を分析し、それらの著作において優生学の扱われ方がいかなる変遷をたどったかを調査した研究がある。ムーンの教科書は1921年から1963年までの42年間に計10冊が出版され、当時の代表的な生物学の教科書と目されている。

ムーンが最初に出版した『初学者のための生物学（Biology for Beginners）』は、1921年に初版が刊行されて以来、計5回（1926年、1933年､1935年、1938年、1941年）にわたって版を重ねており[[152]](#footnote-152)、優生学的な記述が現れるのは1926年版からである[[153]](#footnote-153)。

1926年版では良い遺伝と悪い遺伝を示す家系の事例が提示され、「欠陥者（defectives）の結婚を禁止したり、結婚許可証を発行する前に心身の検査を義務付けたりする」多くの法律が施行されているとの解説が付されている。様々な家系は1933年版以降でも示され、人間の複雑な行動や道徳的な強さ・弱さは遺伝することが強調されている。さらに、こうした家系の比較から「精神薄弱の親が社会に与える危険性について重要な結論が得られる」と説明され、1938年版では「今や優生学は国家的な問題ではなく、国際的な問題として認識されている」と述べている[[154]](#footnote-154)。こうした記述は、人間の才能や性格がことごとく遺伝によって支配されると考える「主流派」の優生学の特徴を表している[[155]](#footnote-155)。しかし、1930年代以降、学術界において主流派の優生学者の立場は既に厳しい批判にさらされており、環境要因を重視する「改革派」の優生学が現れていた[[156]](#footnote-156)。

ムーン等により1947年に出版され、1951年、1956年、1960年、1963年と、数年ごとに改訂版が出された教科書『現代生物学（Modern Biology）』[[157]](#footnote-157)では、個人の性質を決定する要因として遺伝とともに環境が挙げられ、「遺伝子だけでは素晴らしい品質を生み出すことはできない。そのためには教育、訓練、実践、そして経験が必要である」（1956年版）、「遺伝子をコントロールできないなら、環境を調整することで遺伝子の影響を変えることができる」（1960年版）といった説明が現れ、さらには「どこまでが遺伝の影響であり、どこからが環境の影響なのかを判断するのは困難である。生物学者も社会学者も、多年にわたってこの問題を議論している」（1963年版）という記述も見られるようになる[[158]](#footnote-158)。

ただし、1963年版までの全版を通じて「遺伝は固定されている」（1963年版）ことを前提とした生物学的決定論が基調にあるという点では共通している[[159]](#footnote-159)。

## ２　大学における優生学の教育

大学においても、1909年以降、カリキュラムに優生学が積極的に導入された。優生学の研究は、主として生物学・遺伝学・社会学・心理学のコースのカリキュラムに取り入れられた。優生学のコースを提供する大学も急速に拡大し、1914年の計44校から1928年には376校となり、この時点で約2万人の学生が登録していたとの推計もある。1914年の時点で優生学のコースを提供していた大学の中には、ハーヴァード、コロンビア、コーネル、ブラウン、ウィスコンシン、ノースウェスタン、クラークなどが含まれる[[160]](#footnote-160)。

大学の授業で特に多く用いられた教科書は、ダヴェンポートの『優生学と関連した遺伝（Heredityin Relation to Eugenics）』（1911年）、ポール・ポペノーとロズウェル・ジョンソン（Roswell Hill Johnson）の共著である『応用優生学（Applied Eugenics）』（1918年）、エドウィン・コンクリン（Edwin Grant Conklin）の『人間の発達における遺伝と環境（Heredity and Environment inthe Development of Men）』（1923年）であった[[161]](#footnote-161)。

また、大学の生物学の教科書200冊を対象とした研究によれば、優生学を支持する記述は1920年代に現れ、1960年代末にかけて継続的に増加したが、1970年代初頭、生物学関連の組織や専門誌の名称から「優生学」という言葉が相次いで消えるとともに、優生学に関する記述がない教科書の割合は急速に増加したとされる。以後、強制断種や優生学を公然と批判する教科書が現れ、批判は厳しさを増し、1980年代には生物学の教科書は「アメリカで最も反優生的な声を上げるようになった」と指摘されている[[162]](#footnote-162)。批判のための題材としてしばしば取り上げられたのは、アメリカの優生運動とナチとの結びつきであり、（アメリカの優生学者と同じような考え方が）「ナチによって悲劇的に実践され、卓越した北欧人種というステレオタイプに合わない何百万人もの人々が殺され、何千人もの人々が強制的に断種された」などという記述が見られるようになったとされる[[163]](#footnote-163)。

1. \* 本文中、不当・不適切な差別的表現が含まれるが、当時の状況を反映した表現としてそのまま記載したものである。

\*\* 本章におけるインターネット情報は、調査時点のものである。

 本章では、原則として、各州が断種法に基づいて強制的に行った断種を「強制断種」と記し、それ以外の実質的に強制的な性格を有する断種（1960年代後半から1970年代にかけて連邦政府の家族計画プログラムの下で同意を得ずに行われた断種等）を｢非自発的断種｣と記す。強制断種と任意断種については、「第1章Ⅳ4 断種法における任意と強制」を参照。 [↑](#footnote-ref-1)
2. なお、カリフォルニア州の精神薄弱者用施設であるソノマ州立施設の施設長であったフレッド・バトラー（Fred Otis Butler）は、断種法が制定されていない州においても非公式に断種が行われていたことを示唆している。また、例えばペンシルヴァニア州では、断種法は制定されていなかったにもかかわらず、刑務所の収容者270人が断種されたとの報告がある（ただし、強制断種であったか自発的断種であったかは確かではない。）。非公式に行われたこのような断種の全容は把握されていない。Julius Paul, *Three Generations of Imbeciles are Enough: State Eugenic Sterilization Laws in American Thought and Practice*, Washington, D.C.:Walter Reed Army Institute of Research, 1965, pp.604-606. <http://buckvbell.com/pdf/JPaulmss.pdf> [↑](#footnote-ref-2)
3. Mark A. Largent, *Breeding Contempt: The History of Coerced Sterilization in the United States*, New Brunswick: Rutgers University Press, 2011, pp.66-71. 「本章Ⅴ1 強制断種の推進者」も参照。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 「白痴」「痴愚」などの用語については「本章Ⅴ1 強制断種の推進者」を参照。 [↑](#footnote-ref-4)
5. An Act entitled an act to prevent procreation of confirmed criminals, idiots, imbeciles and rapists; providing that superintendents and boards of managers of institutions where such persons are confined shall have the authority and are empowered to appoint a committee of experts, consisting of two (2) physicians, to examine into the mental condition of such inmates, 1907 Ind. Acts ch. 215. Indiana State Library website <https://indianamemory.contentdm.oclc.org/digital/collection/Eugenics/id/1526> [↑](#footnote-ref-5)
6. Largent, *op.cit.*(3), p.73. 1920年に断種法が廃止された2州（ニュージャージー州及びニューヨーク州）を含む。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 中村満紀男「20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史（2）」『心身障害学研究』20号,1996.3, pp.69-70. 知事が署名を拒否したのは、オレゴン州（1909年）、ヴァーモント州（1913年）、ネブラスカ州（1913年）、アイダホ州（1919年）、ペンシルヴァニア州（1905年、1921年）である。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 懲罰的な理由により断種が行われる場合があった。「本章Ⅱ 断種手術の対象範囲」を参照。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 「法の適正手続」又は「法の適正な過程」などとも訳される。元来は手続が適正であることを保障するために用いられたが、19世紀半ばから末にかけて、立法等が実態面で適正であることを保障するためにも用いられるようになったため、「法の適正手続」という訳では意味が狭いとの指摘もある。本編ではデュー・プロセスと表記する。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.281. [↑](#footnote-ref-9)
10. Randall Hansen and Desmond King, *Sterilized by the State: eugenics, race, and the population scare in twentiethcentury North America*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, pp.100, 109. [↑](#footnote-ref-10)
11. Largent,*op.cit.*(3), pp.79-80. [↑](#footnote-ref-11)
12. Paul A. Lombardo, “Eugenic Sterilization Laws.” Cold Spring Harbor Laboratory’s Image Archive on the American Eugenics Movement website <http://www.eugenicsarchive.org/html/eugenics/essay8text.html>; Harry H. Laughlin, *Report of the Committee to Study and to Report on the Best Practical Means of Cutting Off the Defective Germ-Plasm in the American Population. II. The Legal, Legislative and Administrative Aspects of Sterilization*, Cold Spring Harbor:Eugenic Record Office, 1914, pp.115-132. <https://readingroom.law.gsu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1009&context=buckvbell> 優生学記録局については、「第2章Ⅱ2(2) 優生学記録局とダヴェンポート」を参照。 [↑](#footnote-ref-12)
13. Paul A. Lombardo, *Three Generations, No Imbeciles: Eugenics, the Supreme Court, and Buck v. Bell*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2010, p.51. [↑](#footnote-ref-13)
14. Harry Laughlin, *Eugenical Sterilization in the United States*, [Chicago]: Psychopathic Laboratory of the Municipal Courtof Chicago, 1922. <https://repository.library.georgetown.edu/bitstream/handle/10822/556984/EugenicalSterilizationInTheUS.pdf> [↑](#footnote-ref-14)
15. *ibid*., pp.454-494. [↑](#footnote-ref-15)
16. Lombardo, *op.cit.*(13), pp.75-77, 91-92; Adam Cohen, *Imbeciles: The Supreme Court, American Eugenics, and the Sterilization of Carrie Buck*, New York: Penguin Books, 2017, pp.177-178. [↑](#footnote-ref-16)
17. Cohen, *ibid*., p.90. [↑](#footnote-ref-17)
18. An act to provide for the sexual sterilization for inmates of State institutions in certain cases, 1924 Va. Actsch. 394, pp.569-571. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=njp.32101073363507> 同法の詳細については、「第3-4章Ⅰ1(2) 1924年の断種法制定」を参照。 [↑](#footnote-ref-18)
19. Lombardo, *op.cit.*(13), pp.101-111. [↑](#footnote-ref-19)
20. *ibid.*, p.107. [↑](#footnote-ref-20)
21. *ibid*., p.74. [↑](#footnote-ref-21)
22. “Carrie Buck Trial Transcript, 1-50,” 2009, *Buck v Bell Documents*, Paper 31, pp.27-29. Georgia State University College of Law Reading Room website <http://readingroom.law.gsu.edu/buckvbell/31> [↑](#footnote-ref-22)
23. “Whitehead: Supreme Court Brief,” 1926, *Buck v Bell Documents*, Paper 38, p.4. Georgia State University College of Law Reading Room website <https://readingroom.law.gsu.edu/buckvbell/97> [↑](#footnote-ref-23)
24. “Carrie Buck Trial Transcript, 1-50,” *op.cit*.(22), pp.42-47; “Carrie Buck Trial Transcript, 51-100,” 2009, *Buck v Bell Documents*, Paper 32, pp.48-97. Georgia State University College of Law Reading Room website <https://readingroom.law.gsu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1031&context=buckvbell>; “Carrie Buck Trial Transcript, 101-116,” 2009, *Buck v Bell Documents*, Paper 33, p.98. *ibid*. <https://readingroom.law.gsu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1032&context=buckvbell> [↑](#footnote-ref-24)
25. “Carrie Buck Trial Transcript, 1-50,” *op.cit*.(22), pp.34-35. [↑](#footnote-ref-25)
26. *ibid*., p.40. [↑](#footnote-ref-26)
27. Cohen, *op.cit.*(16), p.196. [↑](#footnote-ref-27)
28. “Carrie Buck Trial Transcript, 1-50,” *op.cit.*(22), p.34. [↑](#footnote-ref-28)
29. “Carrie Buck Trial Transcript, 51-100,” *op.cit.*(24), pp.81-83. [↑](#footnote-ref-29)
30. Lombardo, *op.cit.*(13), p.138. [↑](#footnote-ref-30)
31. Cohen, *op.cit.*(16), p.21. [↑](#footnote-ref-31)
32. Lombardo, *op.cit.*(13), pp.101-111. [↑](#footnote-ref-32)
33. “Carrie Buck Trial Transcript, 51-100,” *op.cit.*(24), p.83. [↑](#footnote-ref-33)
34. Cohen, *op.cit.*(16), pp.192-193. ヴィヴィアンは検査を受けた時点で生後8か月に満たなかった。Cohen, *ibid*., p.181. [↑](#footnote-ref-34)
35. Stephen Jay Gould, “Carrie Buck’s Daughter,” *Constitutional Commentary*, Vol.2, 1985, p.338. <https://scholarship.law.umn.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2025&context=concomm> [↑](#footnote-ref-35)
36. Lombardo, *op.cit.*(13), pp.139-140. [↑](#footnote-ref-36)
37. *ibid*., pp.136-148. [↑](#footnote-ref-37)
38. “Carrie Buck Trial Transcript, 1-50,” *op.cit*.(22), pp.3-4. [↑](#footnote-ref-38)
39. Cohen, *op.cit.*(16), pp.201-202. [↑](#footnote-ref-39)
40. Buck v. Bell, 143 Va. 310 (1925). [↑](#footnote-ref-40)
41. “Whitehead: Supreme Court Brief,” *op.cit*.(23), pp.9-18. [↑](#footnote-ref-41)
42. “Strode Virginia Supreme Court Brief,” 2009, *Buck v Bell Documents,* Paper 36, pp.7, 10. Georgia State University College of Law Reading Room website <https://readingroom.law.gsu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1035&context=buckvbell> [↑](#footnote-ref-42)
43. 「福祉権能」「福祉機能」「規制権限」などとも訳され、「社会一般の安全・健康・道徳・福祉の維持・増進のために、必要かつ適切な法律を制定・執行する権能」をいう。さらに「この種の法律で認められている範囲内で、法域内の人の権利を制限する政府の権能」をも指すが、「基本的人権との関係でその限界が問題となりうる」とされる。この権能については、合衆国憲法修正第10条により、「連邦政府は憲法で明示・黙示で与えられた権限のみを有し、他は州に留保されている」とされる。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.841. [↑](#footnote-ref-43)
44. “Strode Virginia Supreme Court Brief,” *op.cit.*(42), pp.30-36. [↑](#footnote-ref-44)
45. 1924年の第1審の時点で、キャリー・バックは18歳であった。Buck v. Bell, 274 U.S. 200 (1927). [↑](#footnote-ref-45)
46. “Strode Virginia Supreme Court Brief,” *op.cit*.(42), pp.36-37. [↑](#footnote-ref-46)
47. Cohen, *op.cit.*(16), p.260. 判決に反対したのはピアース・バトラー（Pierce Butler）判事だけであった。「本章Ⅴ3 ローマ・カトリック教会による反対運動」を参照。 [↑](#footnote-ref-47)
48. Buck v. Bell, 274 U.S. 200 (1927). [↑](#footnote-ref-48)
49. *ibid*. [↑](#footnote-ref-49)
50. *ibid*. [↑](#footnote-ref-50)
51. *ibid*. [↑](#footnote-ref-51)
52. Lombardo*, op.cit.*(13), p.174. 同書の記述は以下の記事に基づいている。“To Halt the Imbecile’s Perilous Line,” *Literary Digest*, May 21, 1927, p.11. [↑](#footnote-ref-52)
53. James A. Tobey, “Law and Legislation: United States Supreme Court Upholds Sterilization,” *American Journal of Public Health,* Vol.17, July 1927, pp.773-774.<https://ajph.aphapublications.org/doi/pdf/10.2105/AJPH.17.7.773> [↑](#footnote-ref-53)
54. Lombardo, *op.cit.*(13), p.175. [↑](#footnote-ref-54)
55. Jacob Henry Landman, *Human Sterilization: The History of Sterilization Movement*, New York: Macmillan Company, 1932, pp.104-105. [↑](#footnote-ref-55)
56. Jonas Robitscher et al., *Eugenic Sterilization*, Springfield: Charles C. Thomas, 1973, Appendix 2. [↑](#footnote-ref-56)
57. Vaughn v. Ruoff, 253 F.3d 1124 (8th Cir.2001). [↑](#footnote-ref-57)
58. Largent, *op.cit*,(3), p.116. [↑](#footnote-ref-58)
59. *ibid.*, pp.122-123. ただし、同報告書では、任意断種の対象を、①ハンチントン舞踏病、②遺伝性視神経萎縮症、フリードライヒ運動失調症の家族性症例、その他の遺伝性と考えられる障害を伴う変性疾患、③家族性の精神薄弱、④早発性痴呆症（統合失調症）、⑤躁鬱病、⑥てんかんに絞るとの提言もなされており、優生学的断種それ自体を否定するものではない。 [↑](#footnote-ref-59)
60. Philip R. Reilly, *The Surgical Solution: A History of Involuntary Sterilization in the United States*, Baltimore: John Hopkins University Press, 1991, pp.123-124. [↑](#footnote-ref-60)
61. Hansen and King, *op.cit.*(10), p.165. [↑](#footnote-ref-61)
62. Reilly, *op.cit.*(60), p.126. [↑](#footnote-ref-62)
63. Alexandra Minna Stern, *Eugenic Nation: Faults and Frontiers of Better Breeding in Modern America*, 2nd ed., Oakland: University of California Press, 2015, p.177. [↑](#footnote-ref-63)
64. Okl.St.Ann. Tit. 57, § 171 et seq.; L.1935, p. 94 et seq. オクラホマ州は、1931年に精神異常者を対象とする最初の断種法を制定した（「本章Ⅰ1 各州における断種法の制定」参照）後、1935年に常習犯断種法を制定した。スキナー対オクラホマ訴訟は、後者の合憲性について争ったものである。 [↑](#footnote-ref-64)
65. Skinner v. Oklahoma, 316 U.S. 535 (1942). [↑](#footnote-ref-65)
66. *ibid.* [↑](#footnote-ref-66)
67. “High Court Voids Sterilization Law,” *New York Times*, June 2, 1942; “Supreme Court Holds Statute Discriminatory,”*Washington Post*, June 2, 1942. [↑](#footnote-ref-67)
68. Victoria F. Nourse, *In Reckless Hands*, New York: W.W. Norton, 2008, pp.154-155. [↑](#footnote-ref-68)
69. Lombardo, *op.cit.*(13), p.294. このほか、ニュージャージー州及びニューヨーク州は1920年、ネヴァダ州は1961年に断種法を廃止している。なお、ワシントン州が1909年に制定した常習犯と性犯罪者を対象とする断種法は廃止されていない。 [↑](#footnote-ref-69)
70. 経済機会法（Economic Opportunity Act）の下で創設された機関。貧しい青年に教育や職業訓練を授け、貧困地域の雇用の機会、公衆衛生、住居、教育施設の改善計画を支援することを目的として活動した。 [↑](#footnote-ref-70)
71. Thomas M. Shapiro, *Population Control Politics: Women, Sterilization, and Reproductive Choice*, Philadelphia: TempleUniversity Press, 1985, p.112. [↑](#footnote-ref-71)
72. Social Security Amendment of 1967, Pub. L. No. 90-248, 81 Stat. 821 (1967). [↑](#footnote-ref-72)
73. Shapiro, *op.cit.*(71), p.112. [↑](#footnote-ref-73)
74. Family Planning Services and Population Research Act of 1970, Pub. L. No. 91-572, 84 Stat. 1504 (1970). [↑](#footnote-ref-74)
75. Donald T. Critchlow, *Intended Consequences: Birth Control, Abortion, and the Federal Government in Modern America*, Oxford: Oxford University Press, 1999, p.53. [↑](#footnote-ref-75)
76. Shapiro, *op.cit*.(71), pp.89-90. [↑](#footnote-ref-76)
77. 1965年にリンドン・ジョンソン政権の下で設立された、連邦及び州政府が共同で資金を拠出して運営される低所得者や障害者等のための医療保険制度。 [↑](#footnote-ref-77)
78. Stern, *op.cit.*(63), p.224. なお、1971年以前にも、メディケイドやその他の政府プログラムの支援を受けて断種手術が行われていたとされる。Shapiro, *op.cit.*(71), p.113. [↑](#footnote-ref-78)
79. Relf v. Weinberger, 372 F. Supp. 1196 (D.D.C. 1974). [↑](#footnote-ref-79)
80. Rebecca M. Kluchin, *Fit to Be Tied: Sterilization and Reproductive Rights in America, 1950-1980*, New Brunswick:Rutgers University Press, 2011, p.106. [↑](#footnote-ref-80)
81. *ibid*., pp.92, 112-113, 153, 162. なお、「レルフ対ワインバーガー」訴訟の判決において、コロンビア特別区連邦地方裁判所のゲルハルト・ゲゼル（Gerhard Gesell）判事は、「不特定多数の貧困層が、不可逆的な断種手術を受けなければ連邦政府が支援する様々な福祉給付を打ち切ると脅され、断種手術を不当に強制された、議論の余地のない証拠が記録にある」と述べた。Relf v. Weinberger, 372 F. Supp. 1196 (D.D.C. 1974). [↑](#footnote-ref-81)
82. Kluchin, *ibid*., p.74. [↑](#footnote-ref-82)
83. Hansen and King, *op.cit.*(10), p.253. [↑](#footnote-ref-83)
84. Kluchin, *op.cit.*(80), p.74. [↑](#footnote-ref-84)
85. *ibid.,* pp.150-152. [↑](#footnote-ref-85)
86. 地域社会活動機関（Community Action Agency）は、経済機会法に基づいて貧困地域に設置された非営利組織であり、公的機関、民間団体、住民の三者の代表から構成される。 [↑](#footnote-ref-86)
87. Antonia Hernandez, “Chicanas and the Issue of Involuntary Sterilization: Reforms Needed to Protect Informed Consent,”*Chicano Law Review*, 3(0), 1976, pp.16-17. [↑](#footnote-ref-87)
88. Kluchin, *op.cit.*(80), p.100. [↑](#footnote-ref-88)
89. Shapiro, *op.cit.*(71), p.90. [↑](#footnote-ref-89)
90. *ibid.* [↑](#footnote-ref-90)
91. 38 Fed. Reg. 4730 (1974). <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-1974-02-06/pdf/FR-1974-02-06.pdf> [↑](#footnote-ref-91)
92. Relf v. Weinberger, 372 F. Supp. 1196 (D.D.C. 1974). [↑](#footnote-ref-92)
93. 38 Fed. Reg. 4730 (1974). [↑](#footnote-ref-93)
94. *ibid.* [↑](#footnote-ref-94)
95. *ibid.* [↑](#footnote-ref-95)
96. Relf v. Weinberger, 372 F. Supp. 1196 (D.D.C. 1974). [↑](#footnote-ref-96)
97. 39 Fed. Reg. 13872 (1974); 39 Fed. Reg. 13887 (1974). <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-1974-04-18/pdf/FR-1974-04-18.pdf>; Relf v. Weinberger, 565 F.2d 722, 184 U.S. App. D.C. 147 (D.C. Cir. 1977). [↑](#footnote-ref-97)
98. 保健教育福祉省は1973年7月、レルフの事件を受け、最終規則を制定するまでの猶予措置として、21歳未満の人及び意思を示す能力を持たない人の断種に対する連邦資金の拠出を控えることを決定しており、本規則の規定はその措置の継続である。38 Fed. Reg. 20930 (1973). <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-1973-08-03/pdf/FR-1973-08-03.pdf> [↑](#footnote-ref-98)
99. “Sterilization and Reporting Frequently Asked Questions.” City of New York website <https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/ms/ms-hcp-steriliz-reprt-faqs.pdf> 同ガイドラインは行政法として制定された。“Standards Governing thePerformance of Sterilizations”と題され、現在、以下に位置付けられている。N.Y.C. ADM. CODE § 17-401-408. [↑](#footnote-ref-99)
100. Kluchin, *op.cit.*(80), pp.184-198. [↑](#footnote-ref-100)
101. 43 Fed. Reg. 52171 (1978). <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-1978-11-08/pdf/FR-1978-11-08.pdf>; 44 Fed.Reg. 5665 (1979). <https://archives.federalregister.gov/issue\_slice/1979/1/29/5664-5666.pdf> [↑](#footnote-ref-101)
102. 43 Fed. Reg. 52171 (1978). [↑](#footnote-ref-102)
103. Landman, *op.cit*.(55), pp.10, 14. [↑](#footnote-ref-103)
104. このうち、断種の手法として「去勢（castration）」を法文に明記していたのは、1917年に制定されたオレゴン州の断種法だけである。Landman, *ibid.*, Appendix D. 同州では、1918年から1941年までの間に計509人が断種又は去勢され、うち去勢された男性は141人、卵巣摘出術を受けた女性は30人とされる。Mark Largent, “The Greatest Curse of the Race: Eugenic Sterilization in Oregon, 1909-1983,” *Oregon Historic Quarterly*, 103(2), 2002, p.204. [↑](#footnote-ref-104)
105. 異常者とされる男性による性的な行為の総称。Largent, *op.cit.*(3), p.20. [↑](#footnote-ref-105)
106. Landman, *op.cit.*(55), Appendix F. [↑](#footnote-ref-106)
107. 中村　前掲注(7), pp.71-73. [↑](#footnote-ref-107)
108. Robitscher et al., *op.cit.*(56), Appendix 1, 2. [↑](#footnote-ref-108)
109. *ibid.*「自発的断種のための人間改良協会（Human Betterment Association for Voluntary Sterilization）」の統計に基づき、1921年1月1日時点から1964年1月1日時点までの断種者数の累計を3～5年ごとに集計したものである。 [↑](#footnote-ref-109)
110. *ibid.* [↑](#footnote-ref-110)
111. *ibid.* [↑](#footnote-ref-111)
112. 断種者数の増減の理由については、カリフォルニア州は「第3-2章Ⅰ1(4) 1950年代における法改正」、ノースカロライナ州は「第3-3章Ⅲ1(2) 断種の実施期間の特徴」、ヴァージニア州は「第3-4章Ⅲ1 ヴァージニア州における断種手術実施件数及びその推移」を参照。 [↑](#footnote-ref-112)
113. 出典がmentally retardedと表記していることに鑑み、「精神遅滞者」と訳出した。精神遅滞（mental retardation）という用語は、精神薄弱（feeblemindedness）等に代わる用語として1961年にアメリカ精神遅滞協会が採用し、その後、アメリカ精神医学会の『精神障害の診断および統計マニュアル（DSM）』に取り入れられた。現在では精神遅滞もまた蔑視的な語であるとされており、2013年に刊行されたDSMの第5版では「知的能力障害（intellectual disability）」という診断名に置き換わっている。アメリカ精神医学会編, 日本精神神経学会日本語版用語監修, 髙橋三郎・大野裕監訳, 染矢俊幸ほか訳「Ⅱ　診断基準とコード　17 神経認知障害群」『DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院, 2014, p.594.（原書名：American Psychiatric Association, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders*, Fifth Edition, Arlington: American Psychiatric Association, 2013.）なお、現在の日本では一般に知的障害と呼ばれる。 [↑](#footnote-ref-113)
114. Philip R. Reilly, “Eugenics and Involuntary Sterilization: 1907–2015,” *Annual Review of Genomics and Human Genetics*,Volume 16, 2015, p.356. <https://www.annualreviews.org/doi/pdf/10.1146/annurev-genom-090314-024930> [↑](#footnote-ref-114)
115. Edwin Black, *War against the Weak: eugenics and America’s campaign to create a master race*, Washington, D.C: Dialog Press, 2012, p.30.（邦訳：エドウィン・ブラック（貴堂嘉之訳）『弱者に仕掛けた戦争』人文書院, 2022.） [↑](#footnote-ref-115)
116. *ibid*., p.29. [↑](#footnote-ref-116)
117. Stern, *op.cit.*(63), p.146. [↑](#footnote-ref-117)
118. Black, *op.cit.*(115), pp.29-30. [↑](#footnote-ref-118)
119. *ibid.*, p.29. [↑](#footnote-ref-119)
120. Lothrop Stoddard, *The Rising Tide of Color Against White World-Supremacy*, Charles Scribner’s Sons, 1921 [1st Pub. 1920], pp.165-166. <https://archive.org/details/risingtideofcolo00stoduoft/page/166/mode/2up?view=theater&q=chaos> [↑](#footnote-ref-120)
121. Nicole L. Novak et al., “Disproportionate Sterilization of Latinos under California’s Eugenic Sterilization Program,1920–1945,” *American Journal of Public Health*, April 4, 2018, p.611. <https://ajph.aphapublications.org/doi/10.2105/AJPH.2018.304369> [↑](#footnote-ref-121)
122. Alexandra Minna Stern, “Forced sterilization policies in the US targeted minorities and those with disabilities – and lastedinto the 21st century,” *The Conversation*, August 26, 2020. <https://theconversation.com/forced-sterilization-policies-in-the-us-targeted-minorities-and-those-with-disabilities-and-lasted-into-the-21st-century-143144> [↑](#footnote-ref-122)
123. Linda Villarosa, “The Long Shadow of Eugenics in America,” *New York Times Magazine*, 2022.6.12, p.30. [↑](#footnote-ref-123)
124. Karen J. Schaffner「Reckoning with the Past: Eugenic Sterilization in the United States」『西南学院大学国際文化論集』33(2), 2019.2, pp.1-26. [↑](#footnote-ref-124)
125. カリフォルニア州については「第3-2章Ⅳ 被害者に対する補償」、ノースカロライナ州については「第3-3章Ⅳ 被害者に対する補償」、ヴァージニア州については「第3-4章Ⅳ 被害者に対する補償」を参照。 [↑](#footnote-ref-125)
126. シャープについては、「第2章Ⅱ1(4) 精管切除術（断種）の登場」も参照。 [↑](#footnote-ref-126)
127. Largent, *op.cit*.(3), pp.13, 17. [↑](#footnote-ref-127)
128. Hansen and King, *op.cit.*(10), p.74. [↑](#footnote-ref-128)
129. Largent, *op.cit.*(3), pp.28-31. [↑](#footnote-ref-129)
130. Harry C. Sharp, “Vasectomy as a Means of Preventing Procreation in Defectives,” *JAMA*, 53(23), January 1909, p.1899. <https://readingroom.law.gsu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1003&context=buckvbell> [↑](#footnote-ref-130)
131. Harry C. Sharp, “The Indiana Idea of Human Sterilization,” *Southern California practitioner,* v.24, 1909, p.549. [↑](#footnote-ref-131)
132. カーネギー財団の援助を受けてニューヨーク州コールドスプリングハーバーに設立され、優生学研究に必要なデータの収集や研究成果の出版等を行った。「第2章Ⅱ2(2) 優生学記録局とダヴェンポート」を参照。 [↑](#footnote-ref-132)
133. ゴダードについては、「第2章Ⅱ3(1) ゴダード」も参照。 [↑](#footnote-ref-133)
134. “Report of Committee on Classification of Feeble-Minded,” *Journal of Psycho-Asthenics*, Vol.15, 1910, p.61. The Minnesota Governor’s Council on Developmental Disabilities website <https://mn.gov/mnddc/past/pdf/10s/10/10-RCC-CCF.pdf> [↑](#footnote-ref-134)
135. *ibid*., pp.61-62. [↑](#footnote-ref-135)
136. Henry H. Goddard, *The Kallikak Family: A Study in the Heredity of Feeble-Mindedness*, New York: Macmillan Company, 1912, pp.105-106. <https://readingroom.law.gsu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1006&context=buckvbell> [↑](#footnote-ref-136)
137. Henry H. Goddard, *Feeble-Mindedness: Its Causes and Consequences*, New York: Macmillan Company, 1914, pp.4-5, 19, 582-583. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=uc2.ark:/13960/t8bg3106c> [↑](#footnote-ref-137)
138. James W. Trent, *Inventing the Feeble Mind: a history of intellectual disability in the United States*, New York: Oxford University Press, 2017, p.161. [↑](#footnote-ref-138)
139. Charles Benedict Davenport, *Heredity in relation to eugenics*, New York: H. Holt and company, 1911, pp.256-259. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=hvd.hc19hh&view=1up&seq=11> [↑](#footnote-ref-139)
140. Goddard, *op.cit.*(136), p.109. [↑](#footnote-ref-140)
141. 「本章Ⅰ2(1) 背景」を参照。 [↑](#footnote-ref-141)
142. ダニエル・J・ケヴルズ（西俣総平訳）『優生学の名のもとに―「人類改良」の悪夢の百年―』朝日新聞社, 1993, p.205.（原書名：Daniel J. Kevles, *In the name of eugenics: genetics and the uses of human heredity*, Berkeley: University of California Press, 1986.） [↑](#footnote-ref-142)
143. 「第3-2章Ⅴ1 人間改良財団の活動（1929～1943年）」を参照。 [↑](#footnote-ref-143)
144. “Sterilization of Criminals,” *Fortune*, July 1937, p.106. なお、このアンケートは、常習犯（habitual criminal）及び精神欠陥者のそれぞれについて強制断種の賛否を問うものであり、常習犯については、強制断種に賛成する者が63.2%、反対する者が17.8%であった。 [↑](#footnote-ref-144)
145. 1935年にジョージ・ギャラップによって創立された世論調査等を行う民間企業。現在のギャラップ社。 [↑](#footnote-ref-145)
146. “Poll Voters Favor Sterilization of Criminals and Insane, 8 to 2,” *Washington Post*, May 23, 1937; George Gallup and Claude Robinson, “American Institute of Public Opinion: Surveys, 1935-38,” *Public Opinion Quarterly*, 2(3), July 1938, p.390. [↑](#footnote-ref-146)
147. Hansen and King, *op.cit*.(10), pp.121-122. [↑](#footnote-ref-147)
148. *ibid*., pp.122-131. [↑](#footnote-ref-148)
149. *ibid*., pp.131-135. [↑](#footnote-ref-149)
150. *ibid*., p.136. ただし、バトラー判事は意見書を書いていないため、いかなる見地から反対したか、カトリック教徒であったことと多数派に反対したこととの間に関係があるのかどうかは明らかではない。 [↑](#footnote-ref-150)
151. Steven Selden, *Inheriting Shame: The Story of Eugenics and Racism in America*, New York: Teachers College Press, 1999, pp.63-70. [↑](#footnote-ref-151)
152. 1938年版及び1941年版は『生物学：初心者のための生物学改訂版（Biology: A Revision of Biology for Beginners）』と改題されている。 [↑](#footnote-ref-152)
153. Steven Selden, “Biological Determinism and the Narrative of Adjustment: The High School Biology Textbooks of Truman Jesse Moon, c. 1921-1963,” *Curriculum Inquiry*, 37(2), Jun 2007, p.175. [↑](#footnote-ref-153)
154. *ibid.*, pp.174-178. [↑](#footnote-ref-154)
155. *ibid*., p.181. [↑](#footnote-ref-155)
156. ケヴルズ　前掲注(142), pp.287-307; Diane B. Paul, *Controlling Human Heredity: 1865 to the Present*, New York: Humanity Books, 1995, pp.117-121. [↑](#footnote-ref-156)
157. Truman J. Moon et al., *Modern Biology,* New York: Henry Holt and Company, 1947; *idem*, *Modern Biology*, New York: Henry Holt and Company, 1951; *idem*, *Modern Biology*, New York: Henry Holt and Company, 1956; *idem*, *Modern Biology*, New York: Holt, Rinehart and Winston, 1960; *idem*, *Modern Biology*, New York: Holt, Rinehart and Winston, 1963. [↑](#footnote-ref-157)
158. Selden, *op.cit*.(153), pp.187-191. [↑](#footnote-ref-158)
159. *ibid*., p.191. [↑](#footnote-ref-159)
160. *ibid*., pp.48-49. [↑](#footnote-ref-160)
161. *ibid.*, p.49. [↑](#footnote-ref-161)
162. Largent, *op.cit*.(3), pp.129-130. [↑](#footnote-ref-162)
163. *ibid.*, p.129. [↑](#footnote-ref-163)